

令和5年度補助対象活動を募集します！

まちづくり ステップアップ事業

市民主体のまちづくりを推進するため、
市民が主体的に取り組む地域の特性を活かした活動や
地域の活性化につながる新たなまちづくり活動などについて
活動費の一部を補助します。

1 補助の対象となる団体

北九州市内に活動の拠点を有する「非営利団体」に限ります。

※個人の応募は不可

2 補助金の額

補助対象経費の2分の1以内で、30万円を上限額とします。

※千円未満切り捨て

3 補助の対象となる活動

- (1) 地域におけるまつりなど、地域住民の交流の促進に関する活動
- (2) まちづくりにつながるイベント・講座・研修等の活動
- (3) コミュニティビジネスの促進に関する活動
- (4) 地域の歴史の調査・研究、文化の振興に関する活動
- (5) 環境保全・自然保護の促進に関する活動
- (6) 国際交流・国際協力の促進に関する活動
- (7) 子どもの健全育成・子育ての支援に関する活動 など

※令和5年4月から翌年3月末までに実施される活動を補助の対象とします。

【募集期間（申込み受付期間）】

令和5年4月3日（月）から4月20日（木）まで

※活動を実施する区の区役所総務企画課へ、所定の書類を提出してください。

お問い合わせは、各区役所総務企画課 企画係まで

◆ 門司区 電話 331-2252

◆ 小倉北区 電話 582-3335

◆ 小倉南区 電話 951-1037

◆ 若松区 電話 771-3559

◆ 八幡東区 電話 681-0387

◆ 八幡西区 電話 642-1339

◆ 戸畑区 電話 871-2316

※この事業の正式決定は、令和5年度予算成立後になりますことをあらかじめご了承ください。

